

新潟市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第9号

新潟市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額及び納付時期)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写をしたものの交付 A3版までの用紙1面につき10円（カラーで複写をした用紙にあつては、70円）。A3版を越える用紙については、当該複写に要する額

(2) 電磁的記録に記載された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付 A3版までの用紙1面につき10円（カラーで出力をした用紙にあつては、70円）

2 前項に規定する手数料は、前納とする。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその手数料の納付期日を定めることができる。

(手数料の免除)

第3条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者又はこれらに準ずる者から手数料免除の申請があったときは、前条に規定する手数料を免除することができる。

2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、新潟市行政不服審査会（次条第1項に規定する審査会をいう。）について準用する。この場合において、「審理員」とあるのは「新潟市行政不服審査会」と、「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第5項の規定による同条第4項」と読み替えるものとする。

（審査会の設置等）

第4条 法第81条第1項の規定に基づき、新潟市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員6人以内で組織する。

3 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

（会長）

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第8条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体(以下単に「合議体」という。)で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。

3 合議体は、当該合議体の長が招集し、その会議の議長となる。

4 合議体は、これを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、及び議決することができない。

5 合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

6 合議体の議決は、審査会において特別の定めをした場合を除き、審査会の決議とみなす。

7 審査会が必要と認めた場合は、合議体を解散し、又は指名した委員を変更することができる。

8 委員は、自己の利害に係る議事に参加することができない。

9 前項の規定に該当する場合は、当該委員は、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員の任期等の特例)

第9条 前条第1項の規定により指名された委員の任期が、当該委員の属する合議体の調

査審議が終結する前に満了したときは、当該委員は、当該委員の属する合議体の調査審議が終結するまでの間は、引き続き、委員としてその職務を行うものとする。この場合において、当該委員の員数は、第4条第2項に規定する委員の定員に含めないものとする。

(会議の非公開)

第10条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。